



いしかり

石 狩 市 の 廃 棄 物 処 理

『 平 成 20 年 度 実 績 』



市民生活部 ごみ対策課

石狩市は、平成 20 年 4 月に策定した「第 2 期ごみ減量化計画」に基づき、ごみの減量、分別の徹底、リサイクルの推進、事業系ごみの適正処理の推進など、計画の基本目標を達成するため、各種事業を実施しております。

1. 減量化の基本方針

リ・スタイル (Re・Style) の実現

- ・ ごみの発生回避 リフューズ (Refuse)
- ・ ごみの排出抑制 リデュース (Reduce)
- ・ 製品の再利用 リユース (Reuse)
- ・ 熱や材料への再資源化 リサイクル (Recycle)

2. 一般廃棄物の削減目標

ごみの発生回避・排出抑制・リサイクルを推進し、平成 24 年度までに、

- ・ 家庭ごみ : 市民一人 1 日に出すごみ量を平成 17 年度と比較し、
42%削減 (721g 421g)
- ・ 事業所ごみ : 平成 17 年度と比較し、20%削減

3. ごみ処理状況

(1) 一般家庭ごみ

家庭系ごみは、表 1 のとおり「燃やせるごみ」「燃えないごみ」「燃やせないごみ」「粗大ごみ」「資源物 (びん・缶・ペットボトル)」「廃蛍光管等」の 6 種類に分け収集しており、粗大ごみは平成 18 年 7 月、燃やせるごみ等は平成 18 年 10 月から戸別収集方式を実施しています。

なお、「テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・エアコン」類は、平成 13 年 4 月 1 日から施行された「家電リサイクル法」によるリサイクルルートが、また、「パソコン」は平成 15 年 10 月 1 日から「資源有効利用促進法」に基づくメーカーのリサイクルルートがそれぞれ確立されたことから、市ではごみとしての収集を行っておりません。

表 1 戸別収集の実施時期

戸別収集実施時期	家庭ごみの分類	有料・無料の別	備考
平成 18 年 7 月	・粗大ごみ	有料	事前申込制
平成 18 年 10 月	・燃やせるごみ・燃えないごみ ・燃やせないごみ	有料	
	・資源ごみ・廃蛍光管等	無料	

平成 20 年度の家庭ごみの排出量は、表 2・図 1 のとおり 9,765 t で、前年度より 306 t (3.04%) の削減、有料化前の平成 17 年度と比較し 6,331 t (39.34%) の削減となっています。

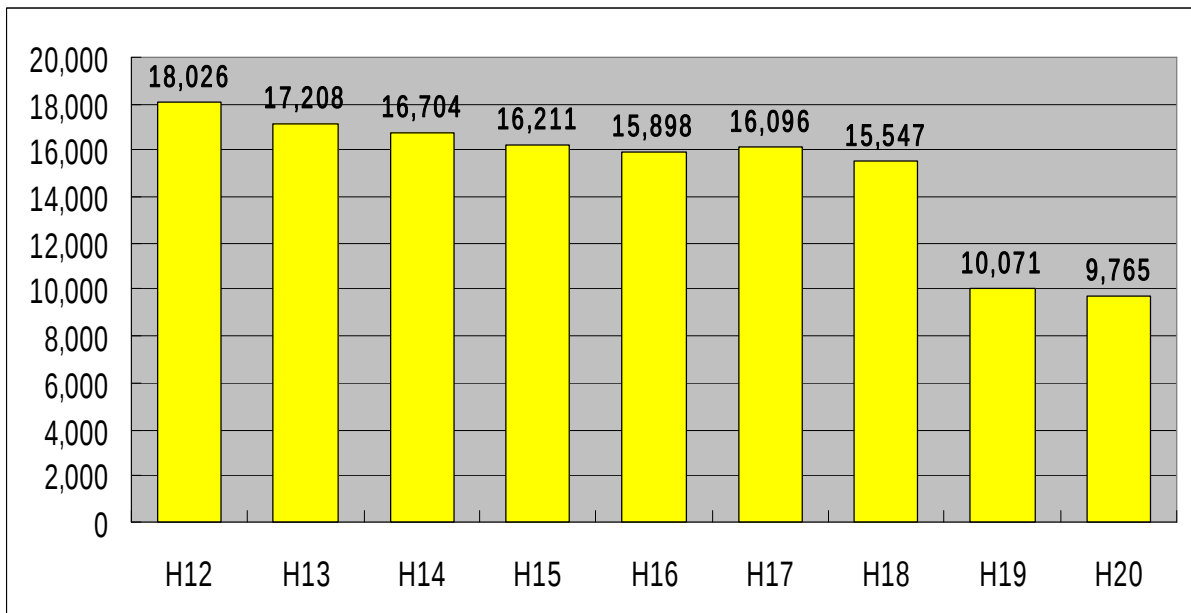
表 2 家庭ごみの処理量（北石狩衛生センター処理量）

年 度	処理量	人 口 (各年 3 月末)	一人 1 日 処理量	ごみ処理量			
				可燃ごみ	不燃ごみ	燃やせない ごみ	粗大ごみ
H12	18,026 t	60,625 人	815 g	14,300 t	1,290 t	1,120 t	1,316 t
H13	17,208 t	60,768 人	776 g	13,975 t	1,160 t	1,088 t	985 t
H14	16,704 t	61,029 人	750 g	13,508 t	840 t	1,230 t	1,126 t
H15	16,211 t	61,028 人	728 g	12,870 t	764 t	1,354 t	1,223 t
H16	15,898 t	61,176 人	712 g	12,643 t	735 t	1,390 t	1,130 t
H17	16,096 t	61,161 人	721 g	12,551 t	755 t	1,454 t	1,336 t
H18	15,547 t	61,328 人	695 g	11,020 t	689 t	1,513 t	2,325 t
H19	10,071 t	61,367 人	450 g	8,714 t	372 t	713 t	272 t
H20	9,765 t	61,191 人	437 g	8,647 t	365 t	449 t	304 t

出量は旧厚田村、旧浜益村を含む合算値

図 1 家庭ごみの処理量（北石狩衛生センター処理量）

(単位：t)

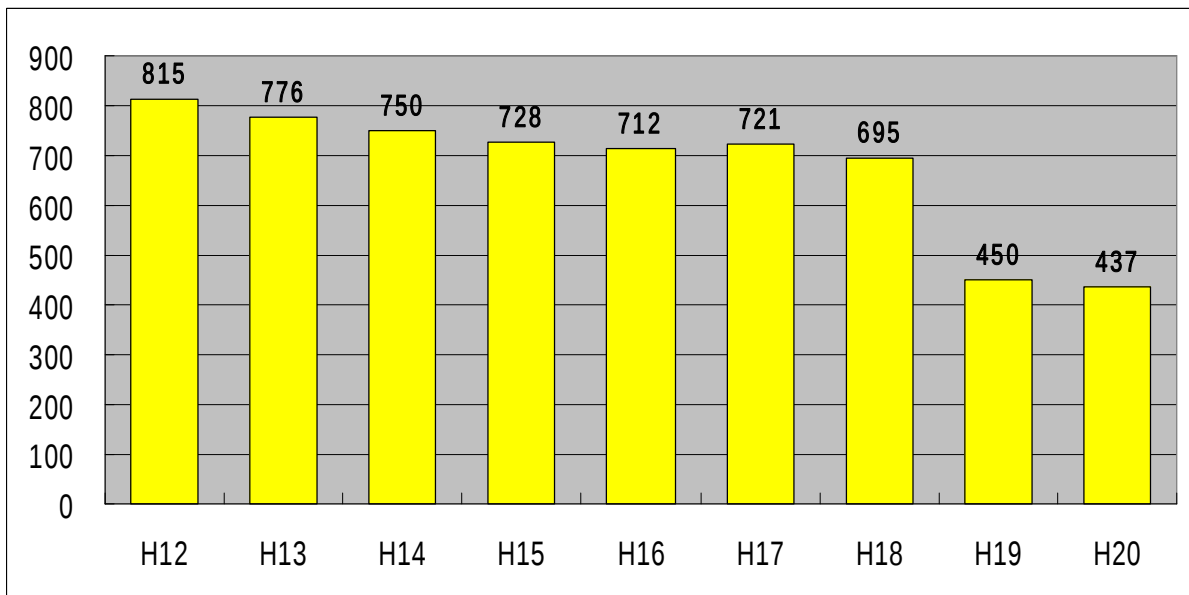


排出量は旧厚田村、旧浜益村を含む合算値

平成 20 年度の市民一人 1 日当りのごみ処理量は、図 2 のとおり 437 g で、前年度より 13 g (2.9%) の削減となりました。有料化前の平成 17 年度と比較し 284 g (39.4%) の削減となっています。

図2 市民一人1日当たりのごみ処理量の推移

(単位：g)



排出量は旧厚田村、旧浜益村を含む合算値

(2) 事業系ごみ

事業系ごみに関しては、平成10年の有料化を機に伸び率が一時的に鈍化しましたが、その後も増加傾向が続いており平成18年4月に処理手数料の見直しを行ないました。

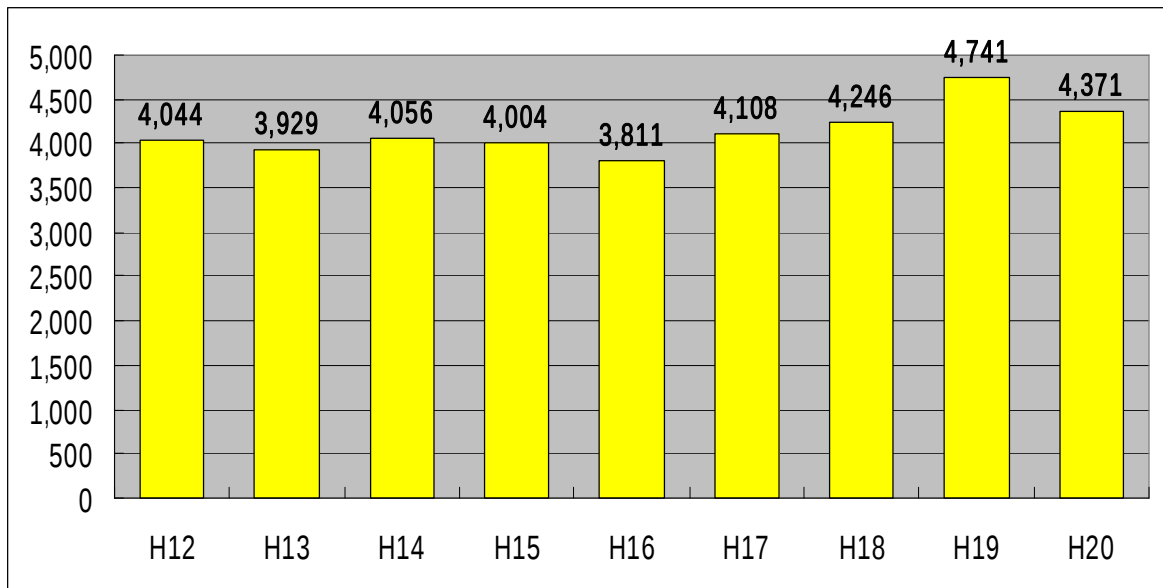
しかし、見直し後も増加傾向にあります。平成20年度は、表3・図3のとおり4,371tで、前年度より370t(7.8%)の削減となっています。

表3 事業系一般ごみ量(単位：t)

年 度	処理量 (合計)	ごみ処理量			
		可燃ごみ	不燃ごみ	燃やせないごみ	粗大ごみ
H12	4,044	3,795	141	81	27
H13	3,929	3,733	87	83	26
H14	4,056	3,768	168	94	26
H15	4,004	3,685	182	92	45
H16	3,811	3,527	157	73	54
H17	4,108	3,846	160	73	29
H18	4,246	4,004	124	85	33
H19	4,741	4,291	141	75	234
H20	4,371	3,979	131	184	77

排出量は旧厚田村、旧浜益村を含む合算値

図3 事業系一般ごみ排出量の推移（単位：t）



排出量は旧厚田村、旧浜益村を含む合算値

4. 各種リサイクル状況

資源物の「びん・缶・ペットボトル」は、週1回収集し「石狩市リサイクルプラザ」に搬入し処理を行っています。

「廃蛍光管等」は、月1回燃えないごみとして収集、その他「筒型乾電池」や「古着・古布」「廃食用油リサイクル」「ミックスペーパー」については、市内各所に回収ボックスを設置し拠点回収を行っています。

また、家庭から燃えるごみとして出される「せん定枝葉等」をたい肥化する「みどりのリサイクル」を平成15年度から実施しています。

（1）びん・缶・ペットボトル

平成12年度からごみ処理量の削減と再資源化を目的に、びん・缶・ペットボトルのリサイクルを行っており、平成20年度の処理量は表4のとおり、898.3tで前年度より85.4t（8.7%）の減少となっています。

表4 びん・缶・ペットボトル処理量（単位：t）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
びん	291.3	305.2	299.7	389.6	430.7	389.1
缶	157.3	283.8	269.1	279.0	310.5	284.0
ペットボトル	286.2	184.9	200.6	217.6	242.5	225.2
計	734.8	773.9	769.4	886.2	983.7	898.3

処理量は、分別処理し再生事業者に引渡した量を示す。

(2) 廃蛍光管等の分別収集

平成 15 年度から、「燃えないごみ」で出される「廃蛍光管・水銀使用品（水銀体温計等）」の分別収集と再資源化を実施しています。

廃蛍光管等はごみと別に収集し、再生事業者へ引き渡しており、平成 20 年度の回収量は表 5 のとおり、昨年度より 290kg（8.8％）増の 3,600kg がリサイクルされました。

表 5 廃蛍光管回収量（単位：kg）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
廃蛍光管類	6,761	5,859	6,180	4,950	3,310	3,600

(3) 廃乾電池の拠点回収

乾電池には、水銀^{注1}、カドミウム、鉛、亜鉛などの有害金属も多く含まれており、土壌や地下水の汚染を招きかねないことから、平成 12 年度より使用済み乾電池の再資源化を目的に、市内の公共施設その他、銀行、郵便局等の協力を得て、廃乾電池回収ボックスを設置しています。（注 1：現在市販されている乾電池は水銀の含有量は 0.0001％以下）

平成 20 年度の回収量は表 6 のとおり、昨年度より 480kg（3.7％）増の 13,610kg を回収し、再生業者に引渡し再資源化を行なっています。

表 6 廃乾電池回収量（単位：kg）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
廃乾電池	12,440	13,090	12,130	14,810	13,130	13,610

(4) 古着・古布の拠点回収

平成 15 年度から、「燃やせるごみ」として出される「古着・古布（綿 50％以上）」を、市内 13 ヶ所に設置した回収ボックスから回収を行い、再生業者へ引き渡しています。

回収された古着・古布は、ウエス（工業用ぞうきん）にリサイクルされています。平成 20 年度は、回収量が 15,818kg、再商品化量は 12,013kg で、前年度よりそれぞれ 1,741kg（12.4％）985kg（8.9％）の増加となっています。

表 7 古着・古布回収量（単位：kg）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
回 収 量	7,273	7,110	7,120	13,724	14,077	15,818
再商品化量	3,970	4,590	5,270	10,617	11,028	12,013
残 渣 量	3,303	2,520	1,850	3,107	3,049	3,805
有効資源化率	54.6 %	64.6 %	74.0 %	77.4 %	78.3 %	76.9 %

回収量、再商品化量ともそれぞれ増加しているが、綿 50％以下の物や靴やバック等、工業用雑巾に出来ない物も多く出されており、今後、ルールを守るよう周知する必要があります。

(5) 廃食用油リサイクル(B D F 燃料) 事業

普段ごみとして捨てていた、使用済み天ぷら油などの廃食用油を回収し、B D F (バイオディーゼル燃料) としてリサイクルを行なう事業であり、平成 19 年 6 月から市内 10 箇所の公共施設内に回収拠点を設置している。

事業の内容は、回収した廃食用油を、B D F 再生業者に有価物として買取ってもらい、収集・精製費用を差引いた量の B D F 燃料を市が受け取り、公用車の燃料として使用事業である。

20 年度の回収・処理実績は、表 6 のとおり 6,020ℓ の廃食用油を回収し、B D F 燃料として約 291ℓ を 21 年度に受け取る予定となっています。

表 8 廃食用油回収量 (単位 : ℓ)

年 度	H19	H20	備 考
回収量	2,825	6,020	H19 年 6 月より開始
BDF 量	157.0	291.3	

今後市内の民間スーパーなどが回収拠点になってもらえるよう協議中です。

(6) ミックスペーパー回収事業

ミックスペーパー事業は、平成 17 年度から実施しており、普段「燃やせるごみ」として処分されていたプリンター用紙、感熱紙、写真、樹脂加工紙、ビニールコート紙、セロハン付封筒、メモ用紙、パーパートオル、名刺、紙コップ、伝票、ダイレクトメール、タバコの空き箱、レシートなどを専用袋に入れ回収拠点に持込んだものを、再生事業者に引き渡し再資源化を行なっています。平成 20 年度の回収実績は、表 9 のとおり、38,130kg で昨年より 4,390kg (13%) 増加しています。

表 9 ミックスペーパー回収量

	H17	H18	H19	H20
登録者数	609 人	1,377 人	1,707 人	1,882 人
収 集 量	6,780 kg	19,460 kg	33,740 kg	38,130 kg

平成 20 年度で、ミックスペーパー回収モデル事業は終了する予定であったが、同事業行なっている製紙メーカー等と協議した結果、無償で収集・処理をしていただける事となり、平成 21 年度についても継続する事となりました。また今後は、ミックスペーパー専用袋以外の市販の紙袋で排出可能としました。

(7) みどりのリサイクル事業

平成 15 年に「みどり推進事業」として開始し、平成 18 年にごみ有料化に伴い、ごみ対策課の事業となっています。

みどりのリサイクル事業は、家庭から出された樹木の選定枝葉、草花等を市内 92 箇所に収集拠点を設け回収し、柏公園の堆積場にて堆肥化する事業です。

平成 20 年度は、春（5 月 12 日～6 月 9 日）と、秋（10 月 27 日～11 月 25 日）の 2 期に分け実施し、表 10 のとおり 560.4 t の回収を行ないました。

表 10 みどりのリサイクル回収量（単位：t）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
収集期間	秋	春と秋	春～秋	春～秋	春～秋	春と秋
収集回数	9 回	5 回	8 回	22 回	30 回	10 回
収 集 量	78.6 t	48.9 t	119.0 t	425.5 t	937.2 t	560.4 t

昨年は、夏場の回収を行わなかったため、期間の延長要望等が多数寄せられたことから、21 年度は、5 月は 3 回、11 月は 2 回、7 月から 10 月は、月 1 回の収集を予定しております。

なお、期間前や期間終了後に排出するマナー違反の利用者がいることから、公園利用者や、回収拠点の近隣にお住まいの市民の方から、危険性や美観についての苦情等も寄せられていることや、回収量が年々増加傾向になっていることなどから、選定枝花の家庭内自己処理の促進や、又は、受益者負担など、みどりのリサイクルのあり方について、今後、調査・検討していかなければならないと考えています。

（８）集団資源回収

集団資源回収団体として登録する町内会、PTA 等が、新聞紙、雑誌、牛乳パック、ビールびん等を資源回収業者に引取らせた量に応じ、1kg 当り 3 円を登録団体に助成しています。

牛乳パック以下の品目は市で回収を行っていることから、平成 19 年度からは奨励金の対象品目から外しています。

20 年度の回収量は、表 11 のとおり 2,840.5 t が回収されました。

表 11 集団資源回収量（単位：t）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
新聞	1,735.0	1,657.6	1,887.0	2,089.8	2040.4	1,969.6
雑誌	341.8	315.9	349.5	467.7	400.9	354.9
ダンボール	308.1	290.0	329.4	459.4	500.4	516.0
牛乳パック	5.1	7.2	6.5	8.4		
回収びん	21.9	20.8	19.4	19.3		
他びん	1.2	0.4	1.2	2.4		
鉄	3.1	0.0	1.3	1.5		
アルミ	3.8	0.1	0.0	0.0		
その他金属	0.0	0.0	0.0	0.0		
布類	0.3	0.4	0.3	0.0		
合 計	2,420.3	2,292.4	2,594.6	3,048.5	2,941.7	2,840.5

（９）家庭用生ごみ処理機等購入助成事業

平成 15 年度から、「燃やせるごみ」として出される「生ごみ」を自家処理する「電動生ごみ処理機」や「生ごみ処理容器」の購入費用の一部を助成する制度を創設しました。

平成 20 年度は、電動生ごみ処理機 73 台、生ごみ処理容器 71 台の助成を行いました。

これまでの累計では、電動生ごみ処理機 486 台、生ごみ処理容器 444 台となっています。

表 12 生ごみ処理等購入実績（単位：台）

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
電 動	85	77	93	100	58	73
非電動	82	72	71	97	51	71
合 計	167	149	164	197	109	144

生ごみ処理機等購入助成制度は、一定の PR や目的を達成したことから、また、財政再建計画の位置付けから、平成 20 年度で終了となりました。

5 . 環境美化の取り組み

(1) 不法投棄の防止

平成 13 年度から、市内全域の「法投棄監視パトロール」の実施及び、「ごみ不法投棄ホットライン」の開設などの他、監視カメラ・警告看板・ごみよけトリー（鳥居）・のぼり旗などを設置し、不法投棄を未然防止に努めています。また、平成 19 年度からは、夜間パトロールの実施や石狩支庁との合同パトロールを実施するなど、不法投棄への監視を強化しました。

平成 20 年度の不法投棄の通報・発見件数は図 6 のとおり、前年度より 18 件減少の 101 件となっています。また、不法投棄物の回収数も前年度より 186 品減少の 278 品となっています。

今後とも、不法投棄をしない・させない環境づくりをより一層進めていきます。

表 13 市内不法投棄発見件数

	H15	H16	H17	H18	H19	H20
不法投棄通報・発見件数	169	202	138	98	119	101
証拠品	34	10	23	20	13	9
不法投棄物回収数量	768	1,347	868	415	464	278
家電リサイクル品	98	148	83	48	79	42
パソコン	-	10	7	5	13	5
その他家電品	73	76	47	40	30	14
家具類	153	81	90	47	52	28
車・バイク	19	13	14	5	0	0
タイヤ	305	830	499	187	188	128
自動車部品（バッテリー等）	41	47	36	7	8	7
廃材	14	17	15	8	9	7
一般ごみ	34	96	56	46	52	33
その他	31	29	21	22	31	14

(2) ボランティア清掃

市では、町内会や各種団体の協力を得て、春と秋のクリーン作戦を実施し住宅地のほか、道路沿いや公園等のごみ拾いを行っている他、新港地域の立地企業による新港クリーン作戦などを実施しています。

また、石狩浜海水浴場をはじめとする各地域のボランティア清掃が活発に行なわれ、平成 20 年度は 24 団体、延べ 5,140 人のボランティアによる清掃活動が実施されました。

今後も、たくさんのボランティアの方々の協力を得ながら、ごみのない石狩市を目指します。

6 . し尿・浄化槽汚泥の処理状況

し尿・浄化槽汚泥は、北石狩衛生センターのし尿処理施設で処理を行っており、平成 20 年度の処理量は図 4 のとおり、し尿は 7,604kℓ、浄化槽汚泥は 1,305kℓ の合計 8,909kℓ となっており、前年度より若干減少しています。

図 4 し尿・浄化槽汚泥収集量（単位：Kℓ）

